

神奈川県高P連 令和6年度 第2回健全育成委員会 講演会

開催日 令和7年2月22日(土)

会場 波止場会館5階多目的ホール

演題

第1部「高校生が関与する犯罪に関し、最新の事例紹介と親として出来ること。」

講師 神奈川県警察本部 少年育成課 星 聡伸 様

第2部「神奈川の自然と水についてのおはなし。」

講師 神奈川県自然環境保全センター研究企画部自然再生企画課 内山佳美 様

神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課 武田 潤 様

第1部 講演内容

星講師講演「非行防止教室」

～高校生が関与する犯罪に関する事例紹介、親として出来る事～

10代のみなさんへ それ、「バイト」ではなく「犯罪」です！！

高校生が関わる犯罪を紹介し、家庭でどうすべきか。未然に防ぐ。

正解はなく、共に考えていただきたい。

昔は目立つヤンキーが悪さをする等、わかりやすかった。漫画に例えればビーバップハイスクールのような風体。しかし最近では真面目な子が SNS 経由で犯罪に巻き込まれる。

1 少年非行の概要について

昨年一年での検挙1941人少年。一昨年より256人増加、内、高校生の年代は45%を占める。

交通違反込み(検挙は逮捕なしも含む)

触法少年:補導も含める

被疑者=犯人として確定されていない人物

(1) 高校生が犯してしまう犯罪の内訳

・刑法犯違反

窃盗:幅が広く100円でも100万円でも窃盗であり、空き巣や万引きも含む。

万引きの動機は、友達に誘われる、お金がないが食べたい、衝動的に、あるいは人の気を引くため等。

取り調べは、できれば少年の改善ができるように「動機」を中心に聞く。

・医療的なカウンセリングが必要な事案もあり。

例:万引きの常習少年が取り調べ後「もうやらない、盗りたくなったら星さんの顔を思い浮かべる。」と言うが、しかし、顔を思い出しつつも再犯してしまう。このような

ケースは取り調べのみでは改善しない。よって医療的なケアへ繋げる。

- ・自転車（盗まれること多数）

動機：足代わりに安易に盗み、乗り捨て、そして自転車を路上へ置いていく。

それを他者が盗めば「占有離脱物横領」が成立し検挙となる。これら一連の行動を「やってはならないことであり犯罪である。」と高校生に理解させる。

- ・オートバイ窃盗

動機：本人の好奇心、先輩からの強要。

オートバイはひったくりの道具になるので警察は警戒している。

無免許、その上で人身事故となると、賠償は親権者に請求される。

高額請求もあり得る。

- ・刑法犯・凶悪犯

強盗：銀行強盗からコンビニ強盗まで多種多様。

友達の財布から金銭を出させる行為も強盗に当たる。

万引きから、店員を突き飛ばし「事後強盗」となる。

何気ない悪さから大ごとで発展する。

- ・性犯罪：高校生に多い。強姦は加害者にもなれば被害者にもなる。

- ・暴行：殴ってしまえば障害罪にも。

- ・恐喝：いわゆるカツアゲ。「金を出せ」などは未だにある。

- ・特殊詐欺

少年が使われる。盗む、お金を取りに行く役等、役目がある。

これは最近の犯罪の傾向としてメディアにも多く取り上げられている。

- ・ 昨年の朝日新聞情報

少年46人検挙、内、高校生16人。

- ・闇バイト

動機：先輩友達から誘われた等。

- ・盗撮

スマホや携帯にて、音が鳴らない撮影アプリが使用されること多数。

- ・特別法犯：銃刀法違反等

中でも薬物（覚醒剤）が多数を占める。

- ・児童ポルノ

彼氏彼女等、恋愛のもつれ。（ある意味いやがらせ。）

「好きだったら裸の写真送ってくれるよね」

「No」→「では、今までの写真をばら撒いてやる」

上記脅迫はSNS上の見知らぬ人物からの脅迫もある。

自分でばら撒く等もある。スマホの取扱い、管理には嚴重注意が必要です。

- ・薬物で多いのは大麻。

ネットで大麻には依存性がないと言われているが、実際はある。

昨年 11 月から薬物そのものを持っていなくても、摂取したという既成事実があれば検挙できるようになった。

- ・大麻談話

タバコを吸いたいと思って吸う人はおらず、興味本位で試してみることが多い。それが薬物の扉になることも。

禁止されているにも関わらず高校生のうちからタバコを吸うなどの行為は、違法薬物摂取の可能性を上げる。

「シーシャ」はニコチンが入っていないので取締り外ではあるが、何が含まれているか分からないが故に警察は「注意」する。

しかし注意に過ぎないのでいずれ法で規制すべき。

薬物には初めから手をつけさせないことが大切であり、興味本位は禁物である。

- ・少年相談

高校生の親から多い相談は金銭持ち出し。

理由：スマホの課金でカードを無断使用。物品購入、携帯料金の使いすぎ。

友達の財布から窃盗もある。また持ち出し額 400 万の高額相談もあった。

- ・家庭内暴力

- ・深夜徘徊・

被害にあった場合は、警察に相談していただければカウンセリングへ繋ぐ。

## (2) 最近の犯罪の傾向

- ・闇バイト

インターネットを用いた犯罪が主流、SNS 経由の闇バイト等がある。

先日、タイ国に連れて行かれて、犯罪に加担させられるという報道もあった。

手口：個人情報握られて、脅され、犯罪行為を強要される。

※詳しくは配布のチラシ参照を参照して欲しい。

犯罪は組織的であり、足がつかないように（主犯を追えないように）「シグナル」「テレグラム」といった SNS が使われる。

この手のアプリでは痕跡が残らないようにすべく用いられる。子供の携帯にその手のアプリがあったら警戒すべし。

- ・いじめ

暴力はもちろんのこと、インターネット上での誹謗中傷も。

SNS は離れたところから 24 時間相手をいつでも攻撃できるが、これは「脅迫・侮辱罪」に相当する。

- ・オンラインカジノ＝賭博罪

オンライン賭博は日本では犯罪。しかし海外では違法ではない。

もしやってしまったら「被害者」ではなく、犯罪者となってしまう。

この事実は知られていないので、何気なく行った後に、犯罪が発覚してしまう。

- ・メルカリ

お金だけ貰って物品を送らない。これは詐欺に相当。

詐欺に頭を使うなら勉強したほうがいい。

- ・ロマンス詐欺

昨年、神奈川県内で84億円の詐欺があった。

恋愛を餌に釣られ、投資に手を出すなどまでいくと高額被害に遭うことも。

被害者は男性に多い。

- ・インターネット

SNS & スマホに気をつけるべき。

スマホの使い方を親も学ぶべき。

上手く使えば便利。しかし人を死に追いやる危険もある。

スマートフォン（SNS）の使い方を教えないと言うことは、免許を持たず運転できない子供に車を持たせるようなもの。

インターネットの中は嘘も多い。正しい情報の取得を心がけたい。

## 2 少年事件の流れと対策

### (1) 事件として扱われた場合、どうなるのか

- ・14歳未満の場合は「触法」逮捕できず、補導となる。

- ・14歳を超えたら14～17歳の少年は罪になる。

しかし大人と同じではなく保護される犯罪者扱いとなるのは余程の場合。

大抵の場合は保護され矯正を図ることになる。

- ・犯罪後→検挙

→取り調べを受ける（犯罪は事実か見極める：何をしたか、その理由は等）

→書類を作成後、検察庁へ送致

→家庭裁判所（審判&説教）→お咎め無し～保護観察／少年院送致（刑罰ではない）

まで多様。

- ・逮捕とは個人の自由を奪うことであり、拘束には理由がいる。

警察の目的である「真実を明らかにする」に妨害がなければ逮捕は不必要ではあるが、「逃走・証拠隠滅」の恐れがあるので逮捕することになる。

現行犯逮捕が最も分かりやすい。

令状逮捕状は裁判官に発行をお願いした上で、警察は身柄を拘束している。

「事件として成り立つかどうか」と「逮捕状の有無」の違いは、真実を追求する過程

が違うということ。

- 自殺防止を理由に逮捕が行われることがある  
マスコミに追われるが理由で、本人の身の安全のために逮捕することもある。
- 鑑別所とは少年院に行く前の場所である。  
保護観察＝保護士が社会復帰を判断する。  
取り巻き、友達家庭から一度遮断するために鑑別所へ送ることも。これはいわゆる「お咎め」ではない。  
立ち直りに困難がある場合、少年院で更生を目指す。これは刑罰ではない。

## (2) 犯罪を犯さないために家庭で何ができるか

- もし犯罪を犯してしまったら.....  
オンラインカジノ等の例にあるように、知らずに、状況の流れで犯してしまった場合、逃げ隠れしないで警察に真実を言って欲しい。再犯も正直に言って欲しい。  
これが警察の本心である。  
警察に行けば大ごとになるとは考えず、相談しに来て頂きたい。上手く警察を使って欲しい。
- 一番いいのは.....  
犯罪してしまったら、家族に言うのが一番良い。  
コミュニケーションは簡単ではないが、積極的に取るべきである。  
コミュニケーションさえ取れていれば共働き家庭が犯罪に走るとは限らない。  
もしもの場合は「ホシ」という犯罪者みたいな警察官がそう言っていたということを出して欲しい。
- 家庭でルールを教える、守らせる。  
子供社会でのコミュニケーション（コミュニティ、SNS 仲間等）があるので、親の強制は効かない。  
たとえ親が受け入れがたくとも子供社会を受け入れつつ、一般社会のルールを教える。  
どうか話し合っ。夜の 10 時でスマホを禁止し取り上げるなどはすでに難しくなっている。
- 気づきを大切に  
親の知らないモノが増えてきた／服装が違う／悲壮感が垣間見える／泣いてる／等、  
「いつもと様子が違う」という気づきが大切になってくる。  
親には言えないことをやった可能性などに、親自身が気が付いて欲しい。
- 相談先の確保  
相談先は親がベスト。  
インターネット相談では危険。  
見知らぬ人に呼び出されて犯罪に巻き込まれる可能性がある。

どうか顔の見える下記のような身近な人を相談相手に。

両親夫婦、自分の親（おじいちゃん・おばあちゃん）、兄弟、近所の人、学校の先生等。

これらの方々に気軽に相談できるようにする。

- ・警察による少年相談

ユーステレフォンコーナー（神奈川県）

電話番号はホームページに記載

TEL0120-45-7867 または TEL045-641-0045

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/hikoboshi/mesd1004.html>

犯罪に巻き込まれたら、やってしまったらここで相談できる。

これら講演内容は必ずしも正解ではなく、主に私（星聡伸）の考えを皆へ伝えた。

### 3 警察からのお知らせ

- ・交通事故過多の警告。

暮らし安全交通課より、免許を取れる年代になった高校生へ。

交通事故の数は多く、貰い事故等多発している。

警察は注意喚起と取締りしかできない。

取り締まられれば腹が立つが、最も有効な注意喚起が罰金徴収なので仕方ない。

日本の道路は基本、車を運転してはならず、特別に免許で許可を得ただけ。

死亡事故を無くすには車に乗らないのが一番だが、それは不可能。

故に、警察が居ても居なくてもルールを守ること。

- ・県警アプリ

各々の携帯へ導入推奨。交通ルールの記載もある。

事件発生等、地域情報を教えてくれる。

痴漢通報等の機能もある。

- ・警察官募集。

刑事ドラマは視聴率が高いが、警察志望者は少ない。

家族に警察官がいれば、常にセキュリティが横に存在することに。

お子さんに勧めてみてください。

下積みから始めて警察内での進路が選べ、多様な仕事ができる。

星さんは背が小さいが、機動隊員に3回なる。

本人は一度も希望しなかったが、隊員になってみたら面白かった。

ぜひ、警察という職業を選択に入れて欲しい。

質疑応答

・局長より

Q：交通死亡事故が多いと聞いた。運転マナーにつき神奈川県はそう酷くないはず。

しかしなぜこれほど死亡事故が多いのか。

A：全体的な件数が減ってはいるが、死亡者が多い。

一月に立て続けに事故が発生したことが原因でワーストワンとなった通常通り、今後事故がなければ、ワーストワンではなくなるだろう。

・参加PTAより

Q：①ユーステレフォンについて。親や本人以外からも相談もあるのではないのか。

警察で取り扱う範囲以外でも相談を対応していただけるのか。

②一般人でも逮捕ができると聞いた。

痴漢を取り押さえた後はどういう流れになるのか。

①A：被害を受けた相談もある。

相談内容は何でもでもあり。警察案件でなければ、こちらで他所へ振ることができる。

②A 常人逮捕と言い、誰もが他者を逮捕できる。

現行犯逮捕が最も簡単で、逮捕後、警察に身柄を引き渡せばいい。その後、警察が事情を聞いてくれる。

例：「どういう状況で制圧しましたか？」

駅員に援助を求めてもいい

「取り押さえる」ということが逮捕を意味する。

※星講師より、メディアに取り上げられる事件に高校生に係る事例が多くなって来ている。警察は取り締まるだけでは無く、相談できる場所、窓口であることを知って頂き活用して欲しいと挨拶されました。

以上で第一部の講演を終了した。

## 第2部 講演内容

内山講師講演、「丹沢の自然とその再生」について。

### 1. 丹沢の自然概要

神奈川県は、北西部にまとまった森林地帯として丹沢山系が屹っており、県土の39%が森林であります。また、丹沢山地の自然環境として山頂付近ではブナ林、その下にはモミ林、谷には溪谷、山中には滝、野生動物、固有の植物、富士山の眺望が楽しめる等、整った自然があります。

丹沢山地は水源地域として重要な役割があり、県民の生活用水を確保する上で河川やダムに水を供給するための保水地でもあります。この水源地域の森林には次の様な特徴が見られます。標高800m以上の高地ではブナが多く自然に育った自然林、中域にはコナラ等の二次林、低域には杉、ヒノキ等の植栽による人工林、地表にはスズタケ等の草植物群があり、バランスよく野生動物や昆虫等との共生が図られて来ました。

## 2. 水源地域で起きている問題

丹沢山地が抱えている問題として鹿の繁殖により草植物群の枯渇が生じ、土壌流出が懸念され、保水機能の崩壊と森林資源育成への影響があります。

具体的には、鹿の繁殖により餌となる草植物群が食べ尽くされ、地表が露出して遊歩道のような状態となり保水機能が失われます。また、私有林の手入れ不履行による問題があります。森林の間伐が行われず放置されると地表付近へ日差しが届かず地表の草植物が枯れ、土壌流出が発生し樹木の育成不良が生じ立ち枯れを引き起こす原因にもなり、しいては保水機能が崩壊し、河川への水源としての役割を果たせなくなっていく恐れがあります。

## 3. 県の対策

鹿の繁殖対策・・・鹿の駆除、地表に鹿が好まない植物を植える。

地表草植物の保全・・・木道を敷設し登山道を整備する。

私有林の有効活用・・・私有林を県が買い取る。地所を提供してもらい県が植林整備する。

これらの地道な活動により、年々地表植物が増え土壌が回復し、望ましい自然サイクルの環境が戻って来ているとの説明をうけ、大変貴重な機会を設けて頂き、是非皆さんも県環境保全センターにお越し下さいと挨拶されました。

後半は、武田講師講演、「水源環境保全・再生施策」について。

### 1. 飲んでいる水はどこの水？

神奈川県の飲用水は、相模川系統、酒匂川系統、県西部と一部地域では地下水、伏流水、湧水を使っています。

### 2. 水源環境保全・再生施策導入の背景

人口の増加に伴い水資源の確保が重要な問題とされ、今迄に様々な施設が整備されて来ました。昭和 31 年の県人口は 300 万人超でしたが平成 3 年には 800 万人超、現在では 920 万人が暮らしています。これら人口増加に対する施策として昭和 22 年相模ダム竣工（相模湖）、昭和 40 年城山ダム完成（津久井湖）、昭和 54 年三保ダム完成（丹沢湖）、平成 13 年宮ヶ瀬ダム完成（宮ヶ瀬湖）が出来、他都県が渇水による取水制限が発令された時も、安定供給が出来た事は、これら水源施設を有していたからであると思われます。

### 3. 水源環境保全・再生施策の実施

昭和 39 年に輸入材の使用が認められ、国内林業に大きな影響が出ると同時に森林の放置される事態が散見され、森林荒廃による土壌流出が懸念されました。一方では河川に生活排水が流入し窒素、リンが増えダム湖に大量のアオコが発生する事態を招き、このままでは安全・安心な水利用が損なわれ、深刻な事態になることが予想され、水源施設の維持管理や水源林の保全、生活排水対策（下水道整備、山間部では合併浄化槽の整備支援）が



行われて来ましたが不十分で、昭和 63 年からアオコ対策で相模湖エアレーション導入、平成 9 年から水源の森林づくり事業を展開している。充実強化した取組を体系的にかつ長期的に行うため財源として「水環境保全税」が導入され納税者一人当たり 880 円/年が徴収されており、内訳は前半で内山講師が説明された施策や河川の浄化対策（水路に自然石を配置し、自然浄化の作用を活用する。）や地下水保全対策（一部地下水に含まれていたトリクロロエチレン除去装置の導入）相模川上流域で山梨県と共同事業の推進、水環境モニタリングの実施等の取り組みを行っています。

#### 4. 水源環境保全・再生施策による成果

手入れがされている森林の割合を調査した結果、平成 15 年度 40%であったものが令和 2 年には 80%まで増えています。

##### 気象災害での比較

昭和 47 年 7 月の豪雨災害	連続雨量 649mm	森林被害箇所数 1416 箇所
令和元年東日本台風災害	連続雨量 1002mm	森林被害箇所数 230 箇所

森林被害箇所数が大幅に減少しています。

##### 生態系の健全化

オオヤマカワゲラ（清浄な環境を好むカワゲラ科）の生息地点

第 1 期・・・ほぼ無し

第 3 期・・・15 地点

##### 相模湖のアオコ発生状況

平成 18 年を最後に発生していない。

これらの成果を踏まえ、水源環境保全事業の重要性を広く理解して頂き、安心・安全な水の安定供給を維持するための継続した取り組みを続けることが大切であると説明され、神奈川県の水源地環境保全に於ける取り組みを紹介する機会を設けて頂き感謝致しますと挨拶されました。

神奈川県高 P 連健全育成委員会委員長より

本日はご多忙中、貴重なお話を頂き誠にありがとうございます。

健全育成委員会として保護者の見識を深めるという企画で「神奈川の自然と水について」をテーマにご講演を頂きました。普段何気なく使っている「水」私たちが安心して使うことが出来る陰には水源環境の整備がなされている事が良く分かりましたと謝辞が述べられました。

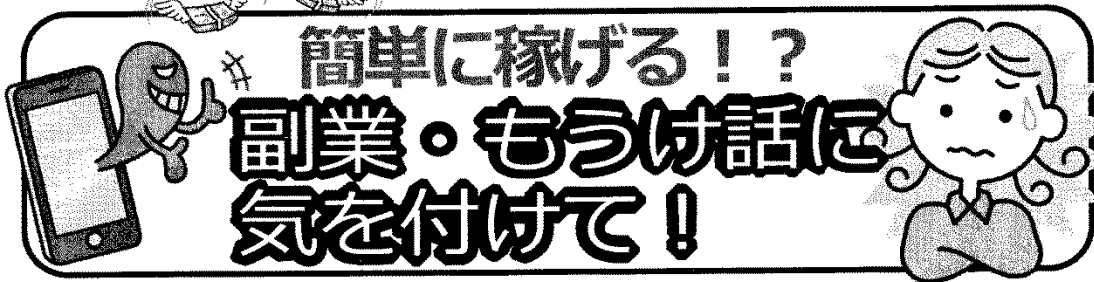
以上で令和 6 年度第 2 回健全育成講演会を閉会とした。

By 会長でした。



かながわ消費生活

# 注意・警戒情報



## 相談事例

SNSで「1日5万円稼げる」という広告を見て、無料通話アプリでつながると、「すぐ元がとれる」と言って100万円のサポートプランを勧誘された。「お金がない」と言うと、消費者金融から借りる方法を指南され代金を支払った。もうからないので解約したい。

### 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は、まず疑いましょう!



すぐ元がとれると言ったのに...  
借金の返済期限が...



- 簡単に高額収入を得られたり、必ずもうかる話はありません。高額なマニュアルやサポート契約を勧誘されたり、途中からお金を請求されるなど、話が違うと思ったら**きっぱりと断りましょう。**
- 「お金がない」と断ると、消費者金融からの借入れや、長期間のローン払いを勧められることがあります。すぐに元が取れると言われても、**借金をしてまで契約をしないようにしましょう。**
- トラブルに遭ったと感じた場合は、消費生活センターに相談しましょう。

最近、「いいねを押すだけ」「スタンプを送るだけ」など簡単な仕事で稼げるという副業トラブルが増えています。最初に少額のお金がもらえても、その後「**高額報酬のタスクをするため**」「**タスクが失敗した**」と言って**高額請求される**手口が多いので注意しましょう。



契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

**消費者ホットライン**  
トラブルで困ったときはお電話を!

188番

ご自由にごコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。またまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課(045-332-1121)へお問合せください。

